

# KSK じんかれんニュース

NO. 36 平成 30 年 6 月号

発行人/ 神奈川県障害者定期刊行物協会  
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区烏山町 1752 番地  
障害者スポーツ文化センター横浜ホール 3 階  
横浜市車椅子の会内

編集人/ NPO 法人じんかれん  
(神奈川県精神保健福祉家族会連合会)  
〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2  
神奈川県精神保健福祉センター内  
TEL 045-821-8796 FAX 045-821-8469  
e-mail: jinkaren@forest.ocn.ne.jp  
URL: jinkaren.net

## ◆平成 30 年度を迎えるにあたって

NPO 法人じんかれん  
理事長 堤 年春

日頃より、じんかれんの運営、活動に対しご理解、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

一昨年、じんかれんは 50 周年を迎えましたが、本年は昭和 43 年に設立された川崎市精神保健福祉家族会連合会「あやめ会」が 50 周年を迎えられました。心からお祝い申し上げます。

さて、日本は平成 26 年 1 月、障害にもとづくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し包容されることを促進するために「障害者権利条約」を批准し、障害に対する国際的なルールを確認・同意し守りますと世界に宣言しました。この「障害者権利条約」を遵守するため国内法整備の一環として、「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」が法制化され平成 28 年 4 月より施行されました。

「障害者差別解消法」は施行から 2 年経ちましたが、精神障害者と家族に対する様々な偏見や差別は根強く残っており、理解が進んだとは言えません。法の周知が十分ではなく、趣旨が社会に浸透していないように思われます。昨年

9 月内閣府が公表した世論調査によりますと、障害を理由とした偏見や差別があると思う人は 83.9%に上り、この法律を知らないという人は 77.2%と惨憺たる結果でした。行政はもっと啓発活動に力を注ぐべきだと思います。

また、家族会も県民の集いや研修会などで、広く社会への精神障害に対する偏見、差別を取り除く啓発活動を続け、理解を促進させていく必要があります。一方、私たち家族も内なる偏見を取り除く努力が必要だと思います。

「改正障害者雇用促進法」は、雇用の場における障害を理由とする差別の禁止、障害者が職場で働く際の支障を改善するための措置として合理的配慮及び平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えて、精神障害者も障害者雇用義務の対象にすると定められました。この法律は、予定通り本年 4 月から施行され、身体障害者より 41 年、知的障害者より 20 年遅れで精神障害者も雇用義務化が実現し、唯一、三障害同一となりました。喜ばしいことだと思います。合理的配慮については、

民間事業者は努力義務となっており不十分です。法施行から3年で見直しを迎えますので、民間事業者にも合理的配慮が義務化されるよう形式的ではなく、効力のある法律にしていく必要があります。

4年前の「精神保健福祉法」改正では保護者制度はなくなりましたが、医療保護入院における「保護者の同意」が「家族等同意」へと同意者の範囲が拡大しました。平成29年度の附則の見直しでは「家族等同意」の廃止には至りませんでしたでしたが、家族が意思表示できない場合には、市町村長の同意が可能となるよう拡充されております。一般医療と同様に「本人と家族に対する説明を承諾」とし、法文から「家族等同意」の削除に向けて今後も言い続けることになっております。

永年の課題であります「重度障害者医療費助成」につきましては、毎年、県議会各会派、県障害福祉課へ要望書を提出しヒアリングを行い助成拡大に向け働きかけてきましたが進展には至っておりません。県議会への陳情もこの7年の間には二度ほど上げてきました。拘束力のない陳情では限界があるように思います。奈良県、東京都などは当事者団体等と合同の実行委員会を立上げられ、2～3年のスパンで、請願署名、街頭署名、街頭パレード、全体集会、ロビー活動、等の運動に取り組み、議会に請願書を上げられました。結果、議会本会議において全会一致で採択されています。予算化も全会一致で可決され実現に至っています。

神奈川県の場合、家族会が一つになっておりません。また、県の当事者団体は機能しているとは思えません。じんかれん管轄自治体の県議会議員さんも半数程度です。請願書を出すには各会派のできるだけ多くの議員さんに紹介議員として協力いただく必要があります。県議

会での採択を得るためには全会一致が原則です。そのためには、県下の家族会が連携をとり、一つになり、大きな固まりとなって取り組まないと到底できるものではありません。連携をとった請願活動の取組みは、皆様方のご理解が必要となります。

社会参加の障壁ともなり、自立を妨げ、引きこもりの一因ともなっているバス運賃割引制度の精神障がい者への適用については、近隣市が行っているような福祉施策の一環として交通事業者への負担相当分の助成を県に働きかけていく必要があります。

JR等交通運賃割引運動は、昨年5月47都道府県家族会連合会から衆議院議長、参議院議長宛請願書を国会に提出いたしました。残念ながら審議未了となりました。しかし、全国運動によって「家族会の存在感」と「格差是正の共感」が確実に広がっています。今年も5月に47都道府県連合会から衆議院議長、参議院議長宛の請願書を提出いたします。

意見書が未採択の家族会は、この6月の市町議会で採択していただくようご協力の程よろしくお願いいたします。意見書は大きな後押しとなります。多くの課題を抱える中、声を上げることによって、精神保健福祉を取り巻く環境は少しずつではありますが良い方向に変化しつつあります。これも会員の日ごろのご支援、ご協力あってこそであり、引き続き一層のご支援、ご協力のほどよろしくお願い致します。

以上





## ◆精神障害者と働く 「生きづらさ」を抱える全ての人に向けた福祉番組

今年 4 月、精神障害者の就労・雇用の制度が大きな転機をむかえました。法定雇用率の算定はこれまで身体障害者と知的障害者だけでしたが、精神障害者も加わり、民間企業の法定雇用率が 2%⇒2.2%に引き上げられました。そこで、これまでなかなか進んでこなかった「精神障害者の就労(当事者)と雇用(企業)」を、2 日連続で特集します。就職よりもハードルが高くなっているのが、定着して働き続けること。そ

NHK ハートネットTVより  
のために何が必要か、当事者と企業の双方から考えます。就職 1 年後の精神障害者の定着率は 49.3% (2015 年)、身体障害、知的障害に比べ低くとどまっています。背景にあるのは、就労する当事者、雇用する企業、双方の準備不足とすれ違い。当事者は「自分にどんな障害特性があって、どんな配慮事項があればよいか把握が難しい」一方企業は「障害の見えにくい精神障害者に、何を配慮すれば良いのか分からない。

就職に向けて準備を行う当事者、そして採用を始めて 1 年足らずの企業、それぞれの奮闘から、長く働き続けるためのヒントを探ります。

### 第 1 回は、就職よりもハードルの高い「定着して働き続けること」

当事者と企業にできることを探るための双方の参加による話でした。背景にあるのは、双方の準備不足とすれ違い。当事者は自分の障害特

性や配慮事項の把握が難しい。企業は障害の見えにくい精神障害者への配慮がわからない。定着のために何が必要か。

### 第 2 回は「働きがい社会を変える」

働くことの可能性、企業や社会への寄与について精神障害者と共に働く場を作ることで、当事者にも企業にもメリットが得られた現場も出てきています。回復につながり、自分の存在意義を取り戻した当事者。職場の雰囲気や業務効率が改善した Y 社も。精神障害者と働く社会とは何をもたらすか。法定雇用率が上がった今、当事者が定着し、生産性が上がった企業の話です。精神就労者の半数が 1 年未満で離職する中で、この会社で働く当事者は数年も続いております。

職場でのミス、トラブルは個人の問題ではなく会社の仕組みの問題として捉え、チェック体制、コミュニケーションの在り方を徹底的に話し合う。当事者には、他にない優れたものを持っており、それを生かす適材適所の配置により、本人の働くことの喜び、充実感を持ち、地域の中でのかけがえのない居場所を作っています。又、仕事の始めと終わりに日報を作り、仕事の段取り、体調をスタッフとの話しあうことにより、安定して働くための手助けとしています。

当事者、企業が定着化のために取り組んでいること、できること。

- ◆本人の特性にあった仕事をしてもらう。
- ◆問題が発生した場合、会社だけで抱え込まず、第三者機関(会社が頼れる支援グループ)を交えて原因を探り、会社全体の問題と捉え、改善策を講じる。
- ◆会社以外の居場所(グループホーム、友人、趣味等)を持つ。

◆支援者は就職後も、戦力になるまで見守る。

◆急がばまわれ、自分を知る、自分の応援団（信頼できる支援者）を作る。

## 《障害者雇用枠で就労するには》

障害者雇用枠で就労するためには、まずその企業が一般枠だけではなく、障害者雇用枠での採用を行っているかどうかを確かめなければなりません。企業は障害者雇用率を達成したいという希望があるので、応募の際には雇用率にカウントされる条件である障害者手帳の所持が必須となります。障害者手帳は、自治体の首長が発行し、本人が障害者であることを証明する

ものです。身体障害者の場合は「身体障害者手帳」、知的障害者の場合は「療育手帳」、精神障害者の場合は「精神障害者保健福祉手帳」になります。障害者手帳がなければ、障害者であることが明らかであっても、一般枠での応募になります。しかし、障害者手帳を所持していれば、「一般枠」・「障害者雇用枠」どちらにも応募することができます。

(まとめ：三富)

## ◆講演報告 「地域とともに歩む精神保健福祉」 「あやめ会」50周年記念大会

前日の大雨とは、打って変わって初夏の風を感じさせる快晴の 5 月 14 日、NPO 法人川崎市精神保健福祉家族会連合会「あやめ会」の設立 50 周年記念大会が川崎で開催されました。参加者は多くの議員、行政、医療福祉関係、関連団体、福祉施設支援者等の来賓を含め 273 名でした。偶然にも 1 昨年開催した「じんかれん 50 周年記念大会」参加者と同数です。家族、支援者が多く参加して開催された大会は「あやめ会」のパワーを感じさせるものでした。

「あやめ会」は川崎市内 7 つの家族会が連携した組織体ですが、設立は昭和 44 年で今年が設立 50 周年を迎えました。川崎市内の家族会単会が厳しい環境の中、幾たびも解散の危機に直面しながらもそれを乗り越え活動してきた会の歩みを振り返ると共に、今後の方向性を探る中味の濃い大会でした。

精神障害の方の家族を支援する活動を引っ張ってきた人としても知られているあやめ会理事の精神科医白石先生は次のように述べています。長年の臨床の中でわかったことは。

各単会、運営事業所の活動・事業紹介は大いに参考になりました。窓の会音楽教室による記念ミニコンサートは、心が洗われるホッとするひとときでした。

第 1 部の基調講演は、前東洋大学教授 白石弘己先生による「これまでの 50 年とこれからの精神保健福祉」。第 2 部は、「地域とともに歩む精神保健福祉へ」と題した白石弘己先生と川崎市精神保健福祉センター 竹島正所長の共同コーディネーターによるパネルディスカッションでした。あやめ会は、全国の家族会に先駆けて差別と偏見の中、精神障がい者が地域で安心して暮らせる社会の構築に向け活動してきました。さまざまな取り組みは、現在の当事者、家族に安らぎと希望をもたらしています。

- ◆本人の顔を立てること（頭ごなしに否定したり、説教をしない。本人のありのままを認め、できるだけ、希望に沿う努力をすること。専門家として譲れないと考えるところは譲らないで粘り強く理解を求めること）
- ◆関係と対話が回復の鍵（話しても幻覚や妄想は消えないが、話すことは回復につながる。話す内容よりたくさん話すことが大切）



- ◆自立とは（できることを自分で言い、できないことは人に頼めることが自立しているということ。人に頼むことは、「弱さの表れ」ではなくむしろ「強さの表れ」です。自立は相談する力によって、もたらされます。困ったことを人に頼めるのは自立の一步です）
- ◆支援者が念頭に置くべきこと（その日笑顔で終わり、関係が続けばよい。良くしようとあせるより、悪くしないことが大切。良好な関係を築くことが支援である。）

### パネルディスカッション

“地域で安心して暮らしていくために困っていること、望むこと、やりたいこと等”

当事者 2 名 家族 2 名 支援者 1 名 行政 1 名 あやめ会副理事長 1 名

- ◆一人暮らしなので食生活に困っている。
- ◆夜間に不安になることが多いので、深夜でも悩みを聞いてくれる電話窓口がほしい。
- ◆会員の減少という共通の悩みの中で、行政のさらなる支援を望みます。
- ◆訪問看護を受けると元気度が上がった。
- ◆当事者の近くに寄り添える環境が 24 時間体制であることが望ましい。
- ◆行政、医療、福祉、支援の横のつながりにより、サービスが気軽に利用できるようになること。
- ◆色々な立場の方が集まって、わいわいやる場が必要。それが行政への要望につながる。
- ◆地域包括ケアシステムの充実により多くの当事者が救われます。

### あやめ会の課題

- ①家族会を社会資源と位置づけ、例会等への市専門職の派遣や家族会活動への助成など、さらなる公的支援を
- ②在宅の精神障がい者及びその家族への訪問型支援（医療、生活支援）の強化
- ③未治療や医療中断の者を含め、市在住の精神障がい者の医療・生活実態調査の実施
- ④会員の高齢化・減少化傾向があり、新規会員の入会促進

（以上講演概要と、パネリストの発言、配布資料による：三富）

「じんかれん 50 周年記念誌」（平成 29 年 2 月 発刊） 一部訂正のお願い  
記念誌 52 ページ 家族会発会年度 最下段に以下を書き加えてください。  
2002 年 平成 14 年 こだま会 伊勢原市



## ◆ 障害者虐待を考える

昨年の寝屋川監禁事件と同様な事件が兵庫県で発覚しました。兵庫県三田市で 40 代の精神疾患がある男性が 20 年以上、自宅に隣接するプレハブ内の檻（おり）で生活を強いられていたことが 4 月 6 日発覚し、父親が監禁の疑いで逮捕された。目立った健康被害は確認されていないが、市は 70 代の父親らから事情を聴き虐待に当たると判断、男性を福祉施設に入所させました。

障害者虐待防止法では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と  
広く虐待行為を禁止しています。

### 障害者虐待の定義

■養護者による障害者虐待 ■障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ■使用者による障害者虐待 を言うものとされています。

- ◆「養護者」とは、障害者の身近の世話や金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。
- ◆「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人です。
- ◆「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人です。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

### 障害者虐待の具体例

区分	内容	具体例
(1) 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込める、など
(2) 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる、など
(3) 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする、など
(4) 放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置する、など
(5) 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること その他障害者から不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

## 障害者虐待防止法の対象となる障害者

障害者虐待防止法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

## 虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者に自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

(東京都福祉保健局出典より：まとめ三富)

### 平成 3 0 年度第 1 回 じんかれん研修会のお知らせ

(精神障害者家族相談員養成事業)

日時： 8 月 7 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00

会場： かながわ県民センター 305 会議室 (横浜駅西口より徒歩 5 分)

テーマ：「精神科医療における身体拘束について」

講師：杏林大学教授 長谷川 利夫氏

身体拘束は精神保健福祉法では「患者の人権上への配慮から最小限でなければならない」と厳しく定められています。しかし、実際には精神科医療の中で身体拘束を受ける人の数は急増しています。

昨年 5 月にはニュージーランドの青年が拘束後死亡しました。今回は、この問題について取り組んでおられる長谷川利夫氏にお話をさせていただきます。日本の精神科医療が患者中心の医療になるために、一緒に考えましょう。

どなたでも参加できます。申し込み不要。誘い合わせてご参加ください。(問い合わせ：火・木 045-821-8796)

### じんかれん家族相談ご案内

一人で悩まず、同じ悩みを持つ家族や専門の相談員に相談してみませんか

電話相談 毎水曜日 10 時～16 時  
☎ 045-821-8796  
面接相談 第 3 水曜日 13 時～16 時 (要予約)  
K I V A こだま (伊勢原) にて  
秦野病院 山下看護師による面談  
予約受付；火・木 10 時～16 時  
☎ 045-821-8796



赤い羽根 かながわ

平成 30 年度じんかれんニュースは神奈川県共同募金会の助成を受けて編集、発行しています。この機関誌を通じて精神障害の保健福祉の向上に努めて参ります。募金にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。